

警報発令時の規定

令和8年6月12日

江南市または名古屋市に、「暴風警報」、「暴風雪警報」または「特別警報」、および「レベル5特別警報」「レベル4危険警報」（以下「対象となる警報」と記載する）が発令されている間は、原則として自宅待機とします。解除された時刻に応じた対応は以下の通りです。

■ 解除時刻と当日の動き

警報解除の時刻	A. 通常日	B. 午前授業や土曜講座の日 (※1)	C. 定期考査や宿題テスト等の 日
6:00 より前	通常通り 8:30 出席確認	通常通り 8:30 出席確認	通常通り 8:30 出席確認
6:00 以降 8:00 より前	10:30 出席確認 第3限から授業	10:30 出席確認 第3限から授業	自宅待機(※2)
8:00 以降 10:00 より前	13:00 出席確認 第5限から授業	自宅待機	
10:00 以降	自宅待機		

(※1) 土曜講座で校外へ出かける講座は、前日までに別途指示することがあります。また、土曜講座の日はホームルームでの出席確認は行いません。高1外進生は、授業が予定されている場合、10:30に出席確認を行い、その後、第3限の授業を行います。

(※2) 当日のテストは、テスト期間の最終日の次の登校日（家庭学習日を含む）に行うことを原則とします。

■ 補足

【居住地（市町村）に警報が発令されている場合】

江南市や名古屋市に「対象となる警報」が発令されていない時でも、生徒個々の居住地（原則として市町村）に「対象となる警報」が発令された時は、警報発令地区に居住する生徒は、警報が解除されるまで登校を見合わせてください。その場合、遅刻・欠席扱いとはしません（家庭よりBLENDにて連絡）。

【その他の警報が発令されている場合】

その他の警報が発令されている時は、通常通りの授業を行います。ただし、安全確保の観点から登校困難な時は、遅刻・欠席扱いとはしません（家庭よりBLENDにて連絡）。

【登校途中で警報が発令された場合】

登校途中で「対象となる警報」が発令された時は、自分の身の安全を確保することを最優先とし、家族との連絡につとめ、安全な場所に避難してください。安全に行動ができる状況を確認して移動し、自宅待機をしてください。

【登校後に警報が発令された場合】

登校後に「対象となる警報」が発令された時、または「対象となる警報」の発令が見込まれる時は、安全上支障のない限り帰宅させます。登校後に生徒個々の居住地に「対象となる警報」が発令された時も同様に帰宅させることを原則とします。どちらの場合も早退扱いとはしません。

※江南市や名古屋市に「対象となる警報」が発令されていない時は、通常通りの授業を行うことを原則としますが、学校の判断により別の対応をする時は、家庭にBLEND等で連絡します。

※自宅待機中は、各自家庭学習をすることとします。